

検 定 意 見 書

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉		種目 社会福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	8	8	少子高齢化が急速に進んでおり [図1] <図1> 全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (少子高齢化について理解し難い)	3-(3)				
2	8	9 - 10	2016年には27.3%をこえ、4人に1人以上が65歳以上の高齢者の社会になっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (2016年に初めて4人に1人以上になったと誤解するおそれがある)	3-(3)				
3	10	7 - 8	2015年の国勢調査では、初めてその割合が70%をこえた。	不正確である。 (初めてこえたのは2015年ではない)	3-(1)				
4	13	図3	全体	生徒にとって理解し難い図である。 (4つの数値の指す場所)	3-(3)				
5	13	側注4	国勢調査によると、M字の底となる35歳から40歳の女子労働力率は、1985年の58%から2017年には72.7%へと	誤りである。 (国勢調査は、2017年には行われていない)	3-(1)				
6	13	側注5	国勢調査で…1960年になると第一次産業は41.1%、第二次産業は23.4%、第三次産業は35.5%と	誤りである。 (1960年の数値ではなく、1955年の数値になっている)	3-(1)				
7	15	2 - 4	平均寿命に対して、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」つまり、医療や介護などに依存しないで自分の心身で生存できる平均期間を健康寿命という。	不正確である。 (医療や介護などに依存しないで)	3-(1)				
8	19	図1	<図1> 全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (市役所で一般的に用いられていると誤解するおそれがある)	3-(3)				
9	22	14	支えあいのしくみには、自助、共助、公助がある。 <図2> 全体 <23ページ 側注1>	生徒にとって理解し難い表現である。 (地域包括ケアシステムで示す自助、互助、共助、公助との説明がないため、それぞれの違いが理解し難い)	3-(3)				
			地域包括ケアシステムでは、…、自助、互助、共助、公助の4つを組み合わせることが提示されている。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉	種目 社会福祉基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	23	10 - 11	適切な医療、介護、生活支援・介護予防などの専門的サービスや支援が受けられる体制を整備する。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (高齢者は単なるサービスの受け手、利用者であると誤解するおそれがある。)	3-(3)	
11	25	17 - 20	介護における自立は、心身の障害などによって社会生活上の課題を抱えている人々が自助によって生活を営むという意味だけでなく、自己選択・自己決定を行い、社会参加などを通じて自己	生徒にとって理解し難い表現である。 (介護における自立)	3-(3)	
			実現をはかることも含まれている。			
12	29	6 - 7	住民（国民）をはじめ <8行目> 住民（国民）等の連携・協働	不正確である。 (住民は、国民だけではない)	3-(1)	
13	31	18 - 19	共助とは、法律と行政責任にもとづく社会福祉、社会保障制度による支援・給付・サービスをいう。 <囲み> ③自助、共助、公助とはどのようなも	生徒にとって理解し難い表現である。	3-(3)	
			のか			
14	32	右段1 0	年金支給開始年齢（2020年現在、原則60歳）	誤りである。	3-(1)	
15	35	10	日本の社会福祉は、第二次世界大戦後に発展した。	生徒にとって理解し難い表現である。 (発展について説明がないため、理解し難い)	3-(3)	
16	38	側注1	現在の社会福祉施設の原型ともいえる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (厳しい処遇が行われた施設が社会福祉施設の原型ともいえるとするのは、社会福祉施設への誤解をす るおそれがある。)	3-(3)	
17	41	19 - 21	ブレア首相は、社会主義的なアプローチでもサッチャー時代の市場原理主義でもない「第三の道」にもとづく新たな福祉国家のシステムを提案した。	不正確である。 (社会主義的)	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉		種目 社会福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
18	43	側注7	在任2016年～	誤りである。	3-(1)				
19	44	14 - 15	社会民主党	不正確である。	3-(1)				
20	44	側注1	障害のある人たちの生活を「ふつう」に近づけていった。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ふつう」が明確ではなく、理解し難い)	3-(3)				
21	45	10 - 12	この他、サービスハウスなどのケアつき住宅も建設されており、在宅での生活を維持するための条件が整えられている。 <図1>	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文と写真の関係が理解し難い)	3-(3)				
22	51	10 - 16	宗教家・篤志家たちによる新たな慈善事業として…石井亮一による滝乃川学園(知的障害児施設)、養老院なども設立された。	誤りである。 (養老院を宗教家・篤志家たちによる慈善事業に含めること)	3-(1)				
23	51	側注7	1890年に設立	誤りである。	3-(1)				
24	55	側注6	軍人援護法を改正し、扶助の範囲を拡大した。	誤記である。 (軍人援護法)	3-(2)				
25	56	10 - 12	1945年9月には応急的な戦災孤児対策が、12月には生活困窮者対策が講じられ、これらが児童福祉法、生活保護法の制定につながっていった。	誤りである。 (これらが児童福祉法、生活保護法の制定につながっていった。)	3-(1)				
26	56	側注1	戦災孤児等保護対策大綱	誤記である。 (大綱)	3-(2)				
27	56	20 - 21	1946年10月に無差別平等の理念に立った生活保護法(旧法)が施行された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現行の生活保護法と同様の無差別平等となっているかのように誤解するおそれがある)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉	種目 社会福祉基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
28	57	20 - 22	社会保障制度に関する勧告は…明確にした。また社会保険、公的扶助、社会福祉、公衆衛生からなる <75ページ16～18行目> 社会保障制度に関する勧告がある。…	表記が不統一である。	3-(4)	
			社会保険、国家扶助（公的扶助）、公衆衛生および医療、社会福祉			
29	58	側注1	農業人口は、1950年の45.2%から1970年17.9%へ、都市人口は1944年の28%から1975年に72.1%になった。	生徒にとって理解し難い。 （出典）	3-(3)	
30	59	9	母子保健法（1966年） <側注8> 児童扶養手当法（1962年） 児童手当法（1972年）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （制定年と誤解するおそれがある）	3-(3)	
31	61	15 - 16	2000年度の介護保険制度の開始は、社会福祉の改革の到達点といえる。	不正確である。 （社会福祉の改革の到達点）	3-(1)	
32	61	22 - 23	高齢者への介護サービスは急速に整備されていった <図2> 全体	生徒にとって理解し難い表現である。 （介護サービスの整備について理解し難い）	3-(3)	
33	62	16 - 17	子育て支援サービスが拡充されても、共働き世帯などの増加で保育需要が拡大している <図1> 写真	生徒にとって理解し難い写真である。 （「保育需要が拡大している」との関連が理解し難い）	3-(3)	
34	63	2 - 3	2000年ころから、児童・家庭が抱えるさまざまな問題が認識され始めた。第一に児童虐待である。	相互に矛盾している。 （90ページ「児童虐待は1990年代から社会問題となり始め」）	3-(1)	
35	63	21 - 23	2017年から、子育て世代包括支援センター、市区町村子ども家庭総合支援拠点など、市区町村による要支援・要保護児童への支援体制の構築が開始された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （市区町村による要支援・要保護児童への支援体制の構築が2017年に開始されたと誤解するおそれがある）	3-(3)	
36	63	22	市区町村子ども家庭総合支援拠点 <側注5> 市区町村子ども家庭総合支援拠点	誤記である。 （市区町村子ども家庭総合支援拠点）	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉		種目 社会福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
37	64	図1	心身障害者対策基本法の全面改正 <96ページ側注1> 心身障害者対策基本法が大幅に改正され <105ページ表1>	表記が不統一である。	3-(4)				
			1993年…心身障害者対策基本法を大幅改正						
38	66	12 - 13	福祉サービス利用援助事業や成年後見制度 <200ページ9～10行目> 日常生活自立支援事業と成年後見制度	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (福祉サービス利用援助事業と日常生活自立支援事業が同一のものであると誤解するおそれがある)	3-(3)				
39	66	囲み	市町村が福祉計画を策定して <67ページ側注4> 福祉計画	不正確である。 (福祉計画)	3-(1)				
40	68	26	第3章	誤記である。 (第2編に、第3章はない)	3-(2)				
41	72	図2	高齢化率の国際比較	図2は、通常の約束に従って記載されていない。 (縦軸の単位)	固有 3-(1)				
42	75	6 - 9	社会保障制度を通じて、高所得の人から低所得の人へ所得を移し、経済的格差の縮小をはかる機能。生活保護制度では、税金を財源として、経済的に困窮する人に所得を分配している。	不正確である。 (高所得の人から低所得の人へ所得を移し、経済的格差の縮小を図る機能)	3-(1)				
43	79	側注	2016年度末時点の委員数は、230,739人となっている	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (最新の委員数と誤解するおそれがある)	3-(3)				
44	80	15	子どもが権利の中心であることがより明確に規定された。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「子どもが権利の中心である」は、理解し難い)	3-(3)				
45	81	17 - 19	2015年に子ども・子育て支援新制度がスタートし、子育て支援において市町村が重要な役割を果たすことが示された。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (子育て支援において市町村の役割が重視されたのは、2015年であると誤解するおそれがある)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉		種目 社会福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
46	82	4	各都道府県と政令指定都市に設置されている児童相談所は、	不正確である。 (都道府県と政令指定都市に設置)	3-(1)				
47	82	図1	<2006年> 37,523	誤記である。	3-(2)				
48	83	6 - 9	地域のすべての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性を持った機関として市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置することが規定された。	不正確である。 (専門性を持った機関として市区町村子ども家庭総合支援拠点を設置)	3-(1)				
49	86	18	放課後児童指導員という認定資格も	不正確である。 (放課後児童指導員)	3-(1)				
50	86	囲み	2007年に創設されたのが地域子育て支援事業である	脱字である。 (地域子育て支援事業)	3-(2)				
51	92	19 - 20	特別児童扶養手当・障害児福祉手当の支給	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生徒が同一の手当と誤解するおそれがある)	3-(3)				
52	94	9 - 11	1959年、国際連合が世界に呼びかけた児童の権利宣言で、子どもは人権を行使する主体者としてとらえられるようになった。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (大人と同等の権利を行使する主体となったと誤解するおそれがある)	3-(3)				
53	95	12	これまでに3回行われた報告では、	不正確である。	3-(1)				
54	95	13 - 15	…厳しい勧告が出されている。いじめによる自殺や過度の競争教育が、不登校や精神障害を助長していることが懸念されており、子ども家庭福祉への対応が求められている。	不正確である。 (勧告は、いじめによる自殺や過度な競争教育の影響を指摘しており、その対応が子ども家庭福祉へ求められている)	3-(1)				
55	98	3	障害の社会モデルとは	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ICFの考え方を誤解するおそれがある)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

10 枚中 7 枚目

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉		種目 社会福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
56	99	13 - 15	各要素の関係性 各要素の関係を表す矢印が両方向を向いている。これは障害を構成する原因と結果の関係が、単純な一方通行でないことを意味している。	生徒にとって理解し難い表現である。 (各要素の関係性について理解し難い表現である)	3-(3)				
57	101	図2	全体	図2は、通常の方法に従って記載されていない。	固有 3-(1)				
58	102	側注2	バンクト・ニィリエ (1925～2006年)	誤記である。 (生年)	3-(2)				
59	104	21	各障害に共通のしくみとなった	不正確である。 (各障害に共通のしくみとなった)	3-(1)				
60	104	22 - 23	これからも障害のある人々のニーズに合わせてこたえるべく	生徒にとって理解し難い表現である。 (ニーズに合わせてこたえるべく)	3-(3)				
61	104	側注1	市町村障害福祉計画の策定	不正確である。 (障害福祉計画だけでない)	3-(1)				
62	105	表1	1949年 身体障害者福祉法の制定…傷痍軍人対策としての職業リハビリテーション	不正確である。 (「傷痍軍人対策としての」について)	3-(1)				
63	108	6 - 10	国は「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」という基準を示し、これに該当する	誤りである。 (これに該当する場合、療育手帳が発行されることとなっている)	3-(1)				
			場合、療育手帳が発行されることとなっている。						
64	108	22 - 23	社会生活の多くの場面は、人々が一定の知的能力を有することを前提として成り立っている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (必要な支援を考えるにあたっての前提条件を誤解するおそれ)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉		種目 社会福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
65	109	6	その生活基盤とせざるを得なかった歴史がある	誤記である。 (その)	3-(2)				
66	109	囲み	<コロニー政策> 独立行政法に組織変更し、	脱字である。 (独立行政法)	3-(2)				
67	114	9 - 10	自立支援給付と呼ばれる介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具、相談支援、地域生活支援事業の6つの柱で	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自立支援給付に地域生活支援事業が含まれると誤解するおそれがある)	3-(3)				
68	118	8	2005年(約1億2,777万人)をピークに	誤りである。 (2005年がピークではない)	3-(1)				
69	122	6 - 7	2000年から介護保険制度が実施されている	表記が不統一である。 (132ページ8行目では、「介護保険法施行」とあり、表記が不統一)	3-(4)				
70	126	5 - 6	社会福祉分野の理念は、施設ケアからコミュニティケアへと変化している。	不正確である。 (施設ケアからコミュニティケアへと)	3-(1)				
71	126	23	③	誤記である。	3-(2)				
72	129	図2	全体	生徒が誤解するおそれのある図である。 (全国が対象の資料と誤解するおそれがある)	3-(3)				
73	130	図1	「泊まり」利用は5人までを基本	不正確である。 (利用は5人まで)	3-(1)				
74	134	16 - 19	この施設にはA型…の3種類がある。 <側注4> この2つは経過的取り扱いとされている。	不正確である。 (3種類がある)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉		種目 社会福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
75	140	図1	セーフティネットのイメージ	生徒が誤解するおそれのある図である。 (セーフティネットの概要について誤解する)	3-(3)				
76	145	5	約214万人と戦後最多となった	誤りである。 (約214万人)	3-(1)				
77	163	4 - 5	交通バリアフリー法※2 <5-6行> バリアフリー新法※2 <脚注2> 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化	生徒にとって理解し難い表現である。 (同一のものではなく、理解し難い)	3-(3)				
			の促進に関する法律」						
78	176	5 - 6	個人に対するソーシャルワーク（ケースワーク） 個人に対するソーシャルワークは、ケースワークともいわれ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ソーシャルワークの考え方について誤解するおそれ)	3-(3)				
79	184	2	福祉専門職 (184ページ3行目, 4行目, 185ページ12行目含む) <211ページ14行目> 社会福祉専門職	表記が不統一である。	3-(4)				
			<232ページ1行目> 福祉にかかわる専門職						
80	193	7 - 10	医療計画では、計画的に医療体制を整備していくため、5疾病・5事業や在宅医療の提供体制、医療従事者の確保、医療の安全の確保、医療提供施設の整備目標などを定める [表1]	生徒にとって理解し難い表現である。 (医療計画と表1の関係について理解し難い)	3-(3)				
			<表1> 全体						
81	195	18 - 21	2003年に出された「今後の特別支援教育のあり方」のなかで…(通級による指導)が提案された	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (通級による指導自体が2003年に提案されたように誤解するおそれがある)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

10 枚中 10 枚目

受理番号 102-47		学校 高等学校		教科 福祉		種目 社会福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
82	195	19	「特別支援教育のあり方」	誤記である。 (あり方)	3-(2)				
83	195	21 - 23	現在は注意欠陥多動性障害 (ADHD) や学習障害 (LD) など、軽度の発達障害とされる児童・生徒が通級による指導を受けている	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (軽度の発達障害の児童・生徒のみが通級による指導を受けているかのように誤解するおそれがある)	3-(3)				
84	204	13 - 16	ボランティアとは、社会的課題を解決するために…先駆的に取り組む (創造性・先駆性) 活動である。	不正確である。	3-(1)				
85	207	7 - 8	社会福祉協議会は、すべての都道府県と市町村に設置されており、市町村社会福祉協議会は	不正確である。 (市町村)	3-(1)				
86	213	10	本人の育成歴	表記が不統一である。 (199ページでは、「成育歴」とあり、表記が不統一)	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-48		学校 高等学校		教科 福祉		種目 介護福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返 1-2		9:30, 10:30, 16:30の短針の位置	不正確である。	3-(1)				
2	表見返 4		<介護福祉士などの介護従事者> 写真	生徒が誤解するおそれのある写真である。	3-(3)				
3	4	1	第6章 [発展] 介護過程	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)				
4	8	側注1	基本的人権は、むやみに権利をふりかざすものではなく、公共の福祉のためのものである。	不正確である。 (公共の福祉のためのものである)	3-(1)				
5	9	2 - 3	尊厳という言葉は、「尊く厳かなこと」という意味である。また、「自らに価値があると感じること」という意味もある。 <側注3>	不正確である。	3-(1)				
			清水哲郎「臨床倫理」による。						
6	9	6 - 8	介護従事者は、介護を必要としている人をひとりの人間としてとらえ、その人らしく生きることを支え、その人の思いを置き去りにしないことが尊厳ある介護といえる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文章の主語と述語の関係が適切ではないため、理解し難い)	3-(3)				
7	10	側注2	自己実現のために求められるもの	不正確である。 (求められるもの)	3-(1)				
8	13	3 - 4	エイジズムという言葉が表すように、年齢による偏見や差別もある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (言葉が表すように)	3-(3)				
9	13	16	養護者による虐待 <15ページ18行目> 養護者 (家族)	表記が不統一である。 (養護者の説明)	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-48		学校 高等学校		教科 福祉		種目 介護福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	14	7 - 8	障害がある人たちの自己の自由を尊重し、	生徒にとって理解し難い表現である。 (「自己の自由を尊重」とは、意味が明確ではなく、理解し難い)	3-(3)				
11	14	15 - 17	すべての人が社会の中でふつうの生活が送れるような条件を整えるべきであり、障害のある人が共に生きる社会こそノーマルであるという考え方である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ふつうの生活」が、理解し難い)	3-(3)				
12	15	囲み	元職員の28歳男性は殺人罪などで起訴されましたが、「殺したことは認めるが、彼らは人ではないので殺人ではないと訴えたい」と発言しています。	一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。	2-(6)				
13	15	囲み	元職員の28歳男性	不正確である。	3-(1)				
14	17	10 - 12	要介護状態になっても、状態の悪化を防ぎ、住み慣れた地域で自立した生活を送ることが望まれている。 <図1> 全体	生徒にとって理解し難い表現である。 (住み慣れた地域で自立した生活を送ることが望まれていることが理解し難い)	3-(3)				
15	19	側注3	主として自由時間に楽しみとして行われる自発的・創造的な活動をいう。精神的・肉体的な疲れを回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。	不正確である。	3-(1)				
16	27	囲み	<介護福祉士の定義> 専門的知識及び技術をもって…	不正確である。	3-(1)				
17	28	側注2	約6割の人が介護職として従事していないことになっている。	誤りである。	3-(1)				
18	29	側注3	2008年からの累計受け入れ人数は、インドネシア・フィリピン・ベトナムの3国を合わせて5,600人をこえた	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (介護福祉士候補者のみの人数であると誤解するおそれがある)	3-(3)				
19	32	14 - 17	2016年に「未来への投資を実現する経済対策」が閣議決定された。…介護保険制度のもとで、介護人材の処遇改善が進められている。 <側注1>	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (月額平均約8万円相当の処遇改善が「未来への投資を実現する経済対策」の内容であると誤解するおそれがある)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-48		学校 高等学校		教科 福祉	種目 介護福祉基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			具体的には、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じることとしている。			
20	36	図1	全体	誤りである。	3-(1)	
21	37	側注3	「災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。	不正確である。 (災害時において、)	3-(1)	
22	42	図1	厚生労働省「人生の最終段階における医療に関する意識調査報告書(2017年)」	不正確である。 (2017年)	3-(1)	
23	42	側注1	2018年3月の改定において	誤記である。 (改定)	3-(2)	
24	42	図1	介護職員の無回答の割合(1.1%)	誤りである。 (1.1%)	3-(1)	
25	45	囲み	倫理問題の場所は孤立的、個人の意識にではなくして、	誤記である。 (孤立的、個人の意識)	3-(2)	
26	45	囲み	他人のものさし、自分のものさし	不正確である。 (他人のものさし)	3-(1)	
27	46	9 - 12	2007年の法改正により、介護福祉士養成カリキュラムは「人間と社会」、「介護」、「こころとからだのしくみ」の3領域になった。介護技術は「介護」領域のなかで「生活支援技術」と改	不正確である。 (その後の改正で「医療的ケア」が追加されていることに言及されておらず、不正確である)	3-(1)	
			められ、「生活者への支援」という考え方が強調された。			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-48		学校 高等学校		教科 福祉		種目 介護福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
28	48	12	名誉棄損 <49ページ図1> 名誉毀損	表記が不統一である。	3-(4)				
29	48	15 - 16	個人情報の保護に関する法律は、2017年5月に全面施行された。	誤りである。 (2017年5月に全面施行)	3-(1)				
30	52	10 - 15	医療従事者との連携は、介護従事者にとって、法令遵守の観点からも必要になる。喀痰吸引等の行為については、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、所定の研修を受け、医師や	不正確である。 (医師や看護師との連携による安全確保が図られているなど、一定の条件を満たした場合に)	3-(1)				
			看護師との連携による安全確保がはかられているなど、一定の条件を満たした場合に実施が認められるようになった。そのため、必要に応じて医師に確認するなど、医療従事者との連携が欠						
			かせない。						
31	53	表1	リハビリテーションの専門職	表記が不統一である。 (資格名での整理になっていない)	3-(4)				
32	56	15 - 16	生活支援については、必ずしも専門的な知識や技術を要しないため	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生活支援については、必ずしも専門的な知識や技術を要しない)	3-(3)				
33	57	6 - 8	ボランティアの協力を得て、施設職員が専門性を発揮できる環境を整えることで、支援の質を向上させることができる。 <図2>	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
			全体						
34	60	6	JIS (日本工業規格)	不正確である。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-48		学校 高等学校		教科 福祉		種目 介護福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
35	65	側注2	2017年改正において	誤りである。 (2017年改正)	3-(1)				
36	66	図1	<図1> 2009年：妻 長男結婚：59.0歳 初孫誕生：60.5歳	誤記である。 (前後の年齢経過とずれている)	3-(2)				
37	68	図1	感じている	誤記である。	3-(2)				
38	74	15 - 16	この法律は戦後の傷痍軍人の社会復帰を目的としていた。	不正確である。	3-(1)				
39	74	側注5	生活機能というプラス面に注目している。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生活機能には、プラス面しかないように誤解するおそれがある)	3-(3)				
40	75	7 - 8	バリアフリー新法が2016年に施行されている。	誤りである。	3-(1)				
41	75	20 - 21	障害の種類別に、重度である1級から6級の等級が定められている。 <側注6> 7級の障害は	生徒にとって理解し難い表現である。 (障害程度等級表について説明されていないため、7級について理解し難い)	3-(3)				
42	75	図2	全体	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (写真のどこが要約筆記にあたるのか説明がなく、誤解するおそれがある)	3-(3)				
43	76	13 - 16	自分に合った義手を製作・装着し、訓練することで、衣類の着脱や料理、文字を記入すること、仕事で作業すること、自転車や自動車を運転することなどが可能になり、通常の日常生活を送	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (自分に合った義手や義足を製作・装着することで、生活のすべてが解決できるかのように誤解するおそれがある)	3-(3)				
			ることができる。 <20-21行> 義足を装着することで歩行が可能になる。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-48		学校 高等学校		教科 福祉		種目 介護福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
44	77	3 - 4	頻繁に転倒する場合には頭部保護帽を着用することが有効である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (転倒が頻繁な場合には、保護帽を使用することを優先させると誤解するおそれがある)	3-(3)				
45	79	6	100デシベル以下のもの	誤記である。 (以下)	3-(2)				
46	80	10 - 11	心臓のはたらきを助けるペースメーカーが必要となる。 <13行> 人工透析が必要となる。 <19-20行>	不正確である。 (必ずしも条件として要するものではない)	3-(1)				
			ストーマの造設が必要となる。						
47	80	側注3	経口摂取ができない場合や経口摂取のみで必要な栄養を摂取することが難しい場合 <側注4> 経口摂取ができない場合や経口摂取のみで必要な栄養を摂取することが難しい場合	不正確である。 (中心静脈栄養と経管栄養は、同条件で選択するものではなく、経管栄養ができない場合に、中心静脈栄養を行うことになっている)	3-(1)				
			みで必要な栄養を摂取することが難しい場合						
48	81	側注6	オストメイトマーク	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (4種のピクトグラムが同時に写っており、誤解するおそれがある)	3-(3)				
49	82	12 - 15	手帳の名称や障害の区分は各都道府県によって異なる。重度のA判定と中軽度のB判定に区分されており、IQ(知能指数)が35未満か、IQが50未満で重度の身体障害を合併している場合にA	生徒にとって理解し難い表現である。 (障害の区分は各都道府県によって異なるとの説明の直後にIQによる区分が示されており、理解し難い)	3-(3)				
			判定となる。						
50	82	16	障害の判定は、児童相談所が行う。	不正確である。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-48		学校 高等学校		教科 福祉		種目 介護福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
51	83	8 - 10	親元を離れ、自立した生活をめざす場合は、共同生活援助（グループホーム）において、生活するうえでのルールなどを学ぶこととなる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （グループホーム以外の選択肢がないかのように誤解するおそれがある）	3-(3)				
52	86	図1	全体 <図2> 全体	図は、最新のものをを用いておらず、学習上の支障を生ずるおそれがある。	2-(11)				
53	87	20 - 21	統合失調症の陰性症状の時は、	生徒にとって理解し難い表現である。 （陰性症状について具体的な説明がなく、理解し難い）	3-(3)				
54	89	8 - 10	観察した内容は、記録することで他者に伝えることができ、曖昧になることもない。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （「曖昧になることもない」について）	3-(3)				
55	90	4 - 7	コミュニケーションとは、社会生活を営む人間が互いに意思や感情、思考を適切な形で表現しあうことである。	生徒にとって理解し難い表現である。 （適切な形について具体的な説明がなく、理解し難い）	3-(3)				
56	93	図2	全体	誤りである。 （健側と患側が一定していない。②では介護従事者は患側に立つとしながらも、③では健側に立っている）	3-(1)				
57	94	15	玄関に段差があると、閉じこもりになってしまう	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （玄関に段差があると、閉じこもりになると誤解するおそれがある）	3-(3)				
58	96	図2	全体	生徒にとって理解し難い図である。 （端座位までの起き上がりや端座位から立位への介助に省略されているところが多く、ボディメカニクスの活用についても理解し難い）	3-(3)				
59	97	8	杖の長さは、足の先から約15cm外側 <図4> 全体	相互に矛盾している。	3-(1)				
60	108	図1	全体	生徒にとって理解し難い図である。 （出典に照らして）	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-48		学校 高等学校		教科 福祉		種目 介護福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
61	108	表1	<高齢者(65歳以上)> 7~9時間	誤記である。	3-(2)				
62	110	5 - 6	介護が必要になった高齢者や障害者などを社会全体で支えるしくみ	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (すべての障害者を対象としていると誤解するおそれがある)	3-(3)				
63	110	側注1	非該当の場合でも利用可能な「総合事業」に分けられる。	誤りである。	3-(1)				
64	111	7 - 8	介護を必要とする状態区分(要介護・要支援認定)	不正確である。 (要介護・要支援認定)	3-(1)				
65	115	囲み	<資料1> ⑩股関節	誤記である。 (ふりがな)	3-(2)				
66	115	表1	看護職員	誤りである。	3-(1)				
67	117	9 - 18	その他のサービス(総合事業)介護保険制度によるサービスに限定せず、…サービスの充実に向けた地域のボランティアなどの育成が課題となっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (総合事業が地域密着型サービスの種類のひとつと誤解するおそれがある)	3-(3)				
68	120	24 - 26	食事サービスがあるA型、自炊を基本とするB型、食事の他に生活支援サービスがついたケアハウスの3種類がある。	不正確である。 (軽費老人ホームは、ケアハウスに一元化していく方向性が示されており、A型・B型は経過的軽費老人ホームとされている。)	3-(1)				
69	121	側注2	日常的な医学的管理が可能であることから、ターミナルケア(看取り)なども行う。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ターミナルケアは、介護医療院だけで行われるものではない)	3-(3)				
70	122	9 - 10	市町村がサービス提供主体となる	誤りである。 (市町村がサービス提供主体となる)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

10 枚中 9 枚目

受理番号 102-48		学校 高等学校		教科 福祉		種目 介護福祉基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
71	124	1 - 2	障害者支援サービスの実際 ねらい 障害者の就労支援について理解しよう	生徒にとって理解し難い表現である。 (就労支援に限定しており、障害者支援サービスについて理解し難い)	3-(3)				
72	124	表1	(注)法定雇用率は、2018年から3年以内に、2.3%に引き上げられることとなっている。	誤りである。 (民間企業だけではない)	3-(1)				
73	126	囲み	科学的とは、だれが見ても明らかだということです。つまり介護を受ける利用者にも、支援の根拠を伝えることが求められています。	不正確である。 (科学的とは、だれが見ても明らかだということ)	3-(1)				
74	144	囲み	<資料1> 小山剛「老年社会科学 第33巻第4号」	不正確である。	3-(1)				
75	146	図1	全体	生徒にとって理解し難い図である。	3-(3)				
76	147	4 - 6	実際の介護従事者の平均年齢は47.4歳であるが、図3のように、大きく2つの山になる傾向がある。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (特定の地域の女性介護従事者の状況を全国的な傾向であるかのように誤解するおそれがある)	3-(3)				
77	149	側注2	援助者に対して利用者 への援助のあり方などに	誤植である。	3-(2)				
78	150	図1	(図の間にある) パワーポジション	生徒にとって理解し難い表現である。 (文字の位置)	3-(3)				
79	155	表1	<4類感染症> ボツリヌス菌	誤記である。	3-(2)				
80	159	囲み	<資料1> 治療薬：内服薬（商品名：ストロメクトール錠など） 塗布薬（商品名：オイラックスクリームなど）がある。	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

